

令和3年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年10月15日
開催年月日 令和3年10月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 13時59分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
3	高橋 満	11	林 春政
4	久保田穂積	12	高田 幸好
5	櫻井 汪	13	鈴木 誠
6	須賀 勤		
7	小埜 一博		農地利用最適化推進委員
8	山口 俊司		第1区域 中井 孝志
9	染野 嘉明		第3区域 染野 亘志
			第4区域 齊藤喜久夫

○遅刻委員 な し

○欠席委員

2 井上ゆかり

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 浅見 孝典
主任 野原 靖子

会議件名

(1) 議案第1号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

(2) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

これより令和3年第10回の農業委員会総会を開会させていただきます。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶を申し上げます。

鈴木会長、よろしく申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。

今年も急に寒くなって、このところ気象がおかしくて四季がなくなりまして夏と冬だけ。農家は大変いろいろ、種をまいたり取ったりするのも非常に差し支える気候になりまして、本当に悩んでいるところです。

なお、コロナのほうは大分下火になりました。このままで過ぎて何とか暮れまで行けば、いろいろ皆さんと膝を交えて忘年会なんかできるんじゃないかと楽しみにしているところがございます。

よろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則の第4条によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めていきますので、議事の進行にご協力よろしく申し上げます。座ったままでいきます。

ただいまの出席委員は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届けは、2番、井上ゆかり委員が報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

7番、小埜一博委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に7番、小埜一博委員、8番、山口俊司委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

10月20日、長瀬幼稚園でサツマイモ掘りの収穫体験がありました。中井委員と私が出席いたしました。

以上、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

○議長 議案第1号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についてご説明いたします。

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正があり、町の基本構想を変更する必要があるため、町の農政担当課が、作成にあたり農業関係者及び関係機関に基本構想の意見照会をしているもので、農業委員会にも依頼が来たものであります。

農業委員会の回答といたしましては、意見なし、もしくは意見ありで回答することになりますので、私の説明の後に詳細な説明について、本日同席している農業委員会の事務局で町産業観光課農政担当も兼務している野原より説明をいたしますので、各委員の皆様には、説明後に質疑応答やご意見を発言していただき、その後、採決させていただきます。

それでは、野原さん、よろしく願いいたします。

○産業観光課 では、農業経営の強化の促進に関する基本構想の変更についてご説明させていただきます。

まず、今回皆様にお目通しいただいた、農業経営基盤強化促進基本構想とは、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、農業経営基盤強化促進法の第6条に基づき、①育成すべき農業経営の目標、②農業経営に対する農用地の利用集積目標、③その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置について町が定めるものとなります。

続きまして、なぜ今回この基本構想の変更を行うかについてご説明させていただきます。

先ほど、浅見のほうからも説明あったんですが、令和2年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、令和3年1月に埼玉県が農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を変更しました。その県の基本方針に定められた基本的な事項に則しつつ、本町の農業を取り巻く環境の変化に対応し、実態を反映させるために、今回変更したものになります。

続きまして、変更の概要について説明させていただきます。

1つ目、法改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規定の削除をしております。これは、お配りした長瀬町の案、こちらの9ページ、14ページ、17ページ、23ページと、記載があるんですけども、これに関しては、農地の集積や集約化を支援する体制、これまでJAなども行ってきただけですけども、それを農地中間管理事業に一本化されたため、この事業に関する箇所を削除しております。

2つ目です。新規就農者の確保目標数の変更について。こちらはお配りした案の4ページに記載があります。国の考え方に準じて、県が年間280人の目標から年間330人に修正いたしました。県の目標は50人増の上方修正になっているんですけども、本町の目標は変更せず、新規就農者を年に1名確保、農業法人を10年間のうちに1法人確保というままとします。

3つ目になります。農用地の利用の集積に関する目標値についての変更についてです。こちらは案の9ページに記載があります。県の目標なんですが、改正前の令和5年度までの目標値48%から、改正後、令和12年度までの目標値を50%で変更されました。これは、農地中間管理事業が開始した平成26年度から令和元年度までの通性から設定したものととなります。

そのほか、本町の現状を踏まえて栽培されていない作物、活動していない団体等を削除しております。

説明は以上となります。

○議長 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑や意見を伺います。

ご意見ありますか。

齊藤さん。

○齊藤委員 一応、読んでこいと言うんで一通り目を通したんですけれども、ちょっと個人的に7ページ、7ページのシイタケ経営の基準が書いてあるんですけども、今、ほだ木原木栽培を主に菌床を組み合わせるとあるんですけども、逆になっているんじゃないかな。菌床が主になっているように個人的には感じているんですけれども、これに対してどうのこうのというんじゃなくて、原木の取得というのが非常に今は難しく、菌床を主力に充てる方が圧倒的に多いように感じるんですけれども、その辺はどうかなというのが1点です。

それと、11ページの長瀬の町の具体的な、あのところで長瀬地区観光農園を推進、イのところで一番上のところですね、野上下郷地域は生産基盤整備を行い云々、利用促進事業を重点的に実施する。ウのところはちょっと私が理解していないんだと思うんですけれども、矢那瀬地区や岩田地区は、圃場整備事業の実施が見込まれていると書いてあるんですけれども、具体的にどこなのか、私知っていないので教えてもらいたいです。

○産業観光課 ありがとうございます。

シイタケに関してなんですが、これもモデルケースの一部ということで、今後シイタケ経営をしているところからの聞き取り等も含めて、確認をして町として意見を出させていただきたいと思います。ありがとうございます。

あと、矢那瀬と岩田の記載なんですけれども矢那瀬、岩田で一くくりにしてしまっているんですけれども、どちらの地区に関しても言えることなんです、町としては、地区ごとで何か新しい果樹を見つけて栽培していただきたいという気持ちは多いんですが、生産者が今のところ見つかっていない現状で、特にここでいうところではないんですけれども、矢那瀬の山に近い部分で何か果樹をとるところは考えているので、岩田というところでこの場所というのが言えないんですけれども。

○齊藤委員 圃場整備だから、要は生産しようとしてこれに持ってくるというんじゃなくて、例えば土地の区画を一定の割合にするとか、そういう雰囲気かなと思っていたので、だから、具体的にこういうことを書くとなると、町のほうでもこの地区を例えば1,000平米1反の区画で何か作るとか、具体的な計画を既に策定してあるのかなというふうに感じたので聞いたんです。

○産業観光課 すみません。地形的なところだったり長瀬特有のというところで、そこまで大きな区画整備だったり集約は難しいのは皆さんご存じかと思います。町としても、現段階で

は計画が進んでいるということはありません。

以上です。

○齊藤委員 分かりました。希望ですね。

○産業観光課 希望です。すみません。

○議長 ほかにありますか。宮澤委員。

○宮澤委員 野原さん、ご苦労さまでした。とても今年入ったとは思えない。

単なるこれ数字の間違いかなと思ったんだけど、7ページの雨よけ施設2万4,000平米、40アールに合わせたほうがいいよ。

○産業観光課 そうですね、すみません。結構ほかもご指摘いただいて、数字が結構単位がばらばらだったりするので、これは最後見直して出します。すみません。

○宮澤委員 それと、累計が、直接ここはあまりいじくなくてもいいと思うんですけども、県の目標の改定に伴うこちらの改定であれば、必要最小限だけで構わないんですが、後で基を作るときにもしも検討するんであれば、まず累計はこんなには多分要らないかもしれない。一番最後の果樹経営とそれからシイタケ経営、このまま多分なくてもいけそうな感じは。

それと、一番肝要なのは、やはり担い手の発掘ですよ。これの秘訣が10ページの上のここですね、担い手の、それとあと21ページの5の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項。ここが一番実例を伴っていて、長瀬町が果たしてこの担い手を発掘するとき、一番感心したのは5の(1)のイ、生徒や学生に対する働きかけがとてもいいですよ。これに見合うようなお金を、例えばUターン就農、幾らか出ているんですけども、ポイントで光を当てるのは中学生と高校生と、それからUターン就農者とあと——さんのような方がやっている農業外から農地を借りて農業を営もうとする集団ですね。法人化してくれれば一番いいんですけども。

あとは、もう潰れましたけれども、秩父食品さんのような企業が土地を借りて何かをする。その辺が一番現実性が高いかなと思うので、中学生、高校生、それからUターン就農者、それと土地を借りている企業さん、これらの中に落とし込んでもらおうと、より担い手の育成とか発掘とか、イメージができるようになるんじゃない。

単に制限等とやると全然イメージができないし、具体的に示してその人たちにこうしますとやるのが一番大切なのかなと思いますので、今回で直すということじゃなくて、次回作るときにぜひ考えてみていただければありがたいなと思います。

○産業観光課 ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

質疑や意見もございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより、本件に対する採決を行います。

本件は、先ほどの審査の意見を踏まえ意見ありとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は意見ありの回答をすることに決定しました。

以上、議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、11月の委員会日程でございますが、11月の委員会は、25日木曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、なお、委員会終了後、農振協議会を開催する予定となっておりますので、よろしく願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、11月25日木曜日午後1時30分からにしたいと思います。

なお、農振協議会につきましては、農業委員の皆様は併せてご出席をお願いします。

事務局から他にございますか。

○事務局 では、事務局から3件ほどご案内させていただきます。

まず、先月の農地転用の状況なんですけれども、農地法の4条と5条、1件ずつ、それぞれ令和3年10月18日付で許可となりました。

2点目なんですけれども、前回の総会でもお話をさせていただいた、農地利用最適化推進委員さんの募集についてご案内させていただきます。

欠員が出ている農地利用最適化推進委員さんの募集につきましては、明日10月26日から11月25日の1か月間、募集受付を開始いたします。募集期間については約1か月設けなければいけないというのが法律で定められていましたので、新しい農地利用最適化推進委員さんの任命委嘱については、早くても12月の総会になるのではないかなと見込まれております。

最後に、事前に机の上に置かせていただいております、埼玉県農林振興基本計画(概要版)なんですけれども、こちらにつきましては、県の農林部農業政策課より委員の皆様へ周

知用にリーフレットが届きましたので、配布させていただきました。

また、こちらにつきましては、県のホームページに説明動画というのが掲載されていることですので、お時間あるような方は併せてご確認いただければと思います。

事務局からは以上になります。

○議長 以上で本日予定していた議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、委員の皆様には慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第10回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後1時59分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年10月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 埜 一 博

署名委員 山 口 俊 司